

熊本県地域防災計画修正 新旧対照表

令和7年5月16日修正

第 1 編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況</p> <p>1. 災害要因</p> <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td> <td>7.0 程度</td> <td>Z ラン ク</td> <td><u>ほぼ 0%</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について <u>(令和 6 年 1 月 1 5 日)</u> (地震調査研究推進本部地震調査委員会)]</p> <p>2. 被害状況</p> <p>(略)</p> <p>地震による被害は、明治 22 年金峰山付近を震源とした地震により、死者 20 名、負傷者 52 名の人的被害が発生している。また、平成 28 年には、4 月 14 日に日奈久断層帯(高野一白旗区間)、同月 16 日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成 28 年(2016 年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生し、死者 <u>273</u> 人、重軽傷者 2,739 人が発生したほか、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟にのぼる。<u>(令和 4 年 4 月 13 日時点)</u></p>	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	<u>ほぼ 0%</u>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況</p> <p>1. 災害要因</p> <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td> <td>7.0 程度</td> <td>Z ラン ク</td> <td><u>ほぼ 0-0.001%</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について <u>(令和 7 年 1 月 1 5 日)</u> (地震調査研究推進本部地震調査委員会)]</p> <p>2. 被害状況</p> <p>(略)</p> <p>地震による被害は、明治 22 年金峰山付近を震源とした地震により、死者 20 名、負傷者 52 名の人的被害が発生している。また、平成 28 年には、4 月 14 日に日奈久断層帯(高野一白旗区間)、同月 16 日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成 28 年(2016 年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生し、死者 <u>275</u> 人、重軽傷者 2,739 人が発生したほか、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟にのぼる。<u>(令和 7 年 4 月 11 日時点)</u></p>	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	<u>ほぼ 0-0.001%</u>	<p>②その他 時点修正</p>	10
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	<u>ほぼ 0%</u>								
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	<u>ほぼ 0-0.001%</u>								
<p>第 2 章 災害予防</p> <p>第 1 節 公共施設等災害予防</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港</p> <p>(4)港湾</p> <p>(略)</p> <p>このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港に<u>ついては、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。</u></p>	<p>第 2 章 災害予防</p> <p>第 1 節 公共施設等災害予防</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港</p> <p>(4)港湾</p> <p>(略)</p> <p>このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港 <u>(削除)</u>、本渡港に<u>おいて耐震強化岸壁の整備を進めるものとする。</u></p>	<p>②その他 時点修正</p>	11								
<p>このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港に<u>ついては、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。</u></p>	<p>このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港 <u>(削除)</u>、本渡港に<u>おいて耐震強化岸壁の整備を進めるものとする。</u></p>	<p>②その他 八代港は整備済みのため削除</p>	14								

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>(6)漁港 漁港施設は、「<u>漁港漁場整備法</u>」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。</p> <p>第2節 建築物等災害予防 平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災<u>(新規)</u>の被災状況等に鑑み、県民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>(1)防災対策の推進 ウ 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、<u>住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等</u>、住宅防火対策の推進に努める。</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (1)山地災害の原因と対策 (略) 本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部な</p>	<p>(略)</p> <p>(6)漁港 漁港施設は、「<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)</u>」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。</p> <p>第2節 建築物等災害予防 平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災、<u>令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震</u>の被災状況等に鑑み、県民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>(1)防災対策の推進 ウ 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、<u>住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等</u>、住宅防火対策の推進に努める。</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (1)山地災害の原因と対策 (略) 本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部な</p>	<p>②その他 法改正により法律名が変更となったため。また、法律番号を追加。</p> <p>②その他 能登半島地震を追加</p> <p>②その他 2011年から義務化されているため、啓発の例示を更新。</p>	<p>15</p> <p>19</p> <p>19</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>どで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、<u>令和4年3月現在3、020箇所</u>ある。</p> <p>2. 土砂災害対策 (1)土石流対策 (略)</p> <p>県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（<u>令和5年12月31日現在1,958箇所、11,952ha</u>）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある<u>5,348箇所</u>を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（<u>令和5年12月31日現在</u>）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>(2)地すべり防止対策 <u>ア 山地地すべり対策</u> <u>平成29年度に実施した山地災害危険地区の再点検調査結果により、現在まで判明した地すべり危険箇所は15箇所、このうち「地すべり等防止法」に基づき指定を受けたもの10箇所について、重点的に地すべり防止対策を実施し、残り5箇所についても現地の状況を判断しながら、地すべり防止対策を推進する。</u> <u>イ 砂防地すべり対策</u> 砂防地すべり（山地、農地を除く）については、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30条）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（<u>令和5年12月31日現在91箇所</u>）</p>	<p>どで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、<u>令和7年1月現在3、021箇所</u>ある。</p> <p>2. 土砂災害対策 (1)土石流対策 (略)</p> <p>県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（<u>令和6年12月31日現在1,989箇所、11,990ha</u>）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある<u>5,779箇所</u>を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（<u>令和6年12月31日現在</u>）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>(2)地すべり防止対策 (削除)</p> <p><u>ア 砂防地すべり対策</u> 砂防地すべり（山地、農地を除く）については、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（<u>令和6年12月31日現在92箇所</u>）</p>	<p>②その他 時点修正</p> <p>②その他 時点修正</p> <p>②その他 時点修正</p> <p>②その他 令和6年度から、「地すべり危険箇所」は使用しない(R5.11.10国水砂第208号)</p> <p>②その他 訂正 ②その他 時点修正</p>	<p>21</p> <p>22</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>23</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>により整備を図る。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。 <u>（新規）</u></p> <p>9. 土地利用の適正化 平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨 <u>（新規）</u> など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。</p> <p>第4節 火災予防 1. 火災予防対策の指導 (7)幼年、少年、<u>女性（婦人）防災クラブ</u>等の民間防火組織の育成・指導 日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年<u>婦人</u>防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。</p> <p>第5節 危険物等災害予防 1. 危険物の災害予防対策 (1)施設の現況</p>	<p>により整備を図る。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。 <u>県及び市町村は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>9. 土地利用の適正化 平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、<u>令和 2 年 7 月豪雨</u> など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。</p> <p>第4節 火災予防 1. 火災予防対策の指導 (7)幼年、少年、<u>女性消火・防災クラブ</u>等の民間防火組織の育成・指導 日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年<u>女性防火・防災クラブ等</u>防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。</p> <p>第5節 危険物等災害予防 1. 危険物の災害予防対策 (1)施設の現況</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P29）の反映</p> <p>②その他 風水害例示の追加</p> <p>②その他 名称の適正化</p>	<p>29</p> <p>30</p> <p>31</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>平成 27 年 3 月 31 日現在</u>の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は <u>5,580 件</u>で許可区分件数は、製造所 <u>43 件</u>、貯蔵所 <u>3,394 件</u>、取扱所 <u>2,143 件</u>となっている。これを施設の規模別（最大貯蔵量又は最大取扱量）で見ると、全体の<u>約 75.6%</u>の <u>4,217 件</u>が指定数量（消防法別表に掲げる数量をいう。）50 倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000 倍を超える大規模な施設は<u>約 1.4%</u>の <u>80 件</u>である。</p>	<p><u>令和 6 年 3 月 31 日現在</u>の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は <u>5,065 件</u>で許可区分件数は、製造所 <u>42 件</u>、貯蔵所 <u>3,058 件</u>、取扱所 <u>1,965 件</u>となっている。これを施設の規模別（最大貯蔵量又は最大取扱量）で見ると、全体の<u>約 75.3%</u>の <u>3,812 件</u>が指定数量（消防法別表に掲げる数量をいう。）50 倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000 倍を超える大規模な施設は<u>約 1.6%</u>の <u>82 件</u>である。</p>	<p>②その他 時点修正</p>	<p>34</p>
<p>2. 高圧ガスの災害予防対策 (1)施設の現況</p> <p><u>平成 28 年 2 月末現在</u>で<u>高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u>（以下「液石法」という。）に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>1,136 件</u>、販売事業所 <u>1,124 件</u>（うち液石法分 <u>427 件</u>）、貯蔵所 <u>231 件</u>となっている。</p>	<p>2. 高圧ガスの災害予防対策 (1)施設の現況</p> <p><u>令和 6 年 3 月 31 日現在</u>で<u>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）</u>以下「液石法」という。）に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>1,681 件</u>、販売事業所 <u>995 件</u>（うち液石法分 <u>344 件</u>）、貯蔵所 <u>238 件</u>となっている。</p>	<p>②その他 時点修正及び法律番号の追加</p>	<p>35</p>
<p>3. 火薬類の災害予防対策 (1)施設の現況</p> <p><u>平成 28 年 3 月末現在</u>で火薬類取締法（<u>昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号</u>。以下「法」という。）に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>2 件</u>、販売所 <u>69 件</u>、貯蔵施設 <u>60 件</u>となっている。</p> <p>これら火薬類製造事業所等の現況は資料編のとおりである。</p>	<p>3. 火薬類の災害予防対策 (1)施設の現況</p> <p><u>令和 6 年 3 月 31 日現在</u>で火薬類取締法（<u>昭和 25 年法律第 149 号</u>。）に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>2 件</u>、販売所 <u>33 件</u>、貯蔵施設 <u>51 件</u>となっている。</p> <p>これら火薬類製造事業所等の現況は資料編のとおりである。</p>	<p>②その他 時点修正、法律番号及び略称記載の修正</p>	<p>37</p>
<p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備</p>	<p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(1)熊本地方气象台 ア （ウ）地域気象観測所 県内 14 か所に有線ロボット気象計を設置し、<u>（新規）</u>益城（熊本航空気象観測所）に航空気象観測装置を設置し、三要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</p>	<p>(1)熊本地方气象台 ア （ウ）地域気象観測所 県内 14 か所に有線ロボット気象計を設置し、<u>四要素（風向・風速、気温、降水量、湿度）の自動観測・自動通報を行うとともに、</u>益城（熊本航空気象観測所）に航空気象観測装置を設置し、三要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</p>	<p>②その他 気象庁施策による修正</p>	<p>41</p>
<p>第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備 <u>（新規）</u></p>	<p>第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備 <u>（1）県、市町村、関係機関は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</u> <u>ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。</u> <u>イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。</u> <u>ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。</u> <u>エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。</u> <u>オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P8）の反映</p>	<p>43</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p><u>カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。</u></p> <p><u>キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するよう努めること。</u></p> <p><u>ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u></p> <p><u>ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。</u></p> <p><u>コ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u></p> <p><u>サ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。</u></p> <p><u>シ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。</u></p>		P

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																		
<p>(1)～(5)</p> <p>第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (2) 地域別広域防災活動拠点</p> <table border="1" data-bbox="212 699 913 845"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象地区</th> <th>施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県南広域 防災活動拠点</td> <td>県南広域 本部管内</td> <td>道の駅「たのうら」 道の駅「錦」</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 防災知識普及 3. 住民に対する防災知識の普及 (1) 普及の内容 イ 災害予防及び応急措置の概要 (ク) <u>(新規)</u> <u>(ケ)～(ネ)</u> (新規)</p>	名称	対象地区	施設名等	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」	<p>(2) <u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市町村の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(3)～(7)</p> <p>第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (2) 地域別広域防災活動拠点</p> <table border="1" data-bbox="938 699 1637 1042"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象地区</th> <th>施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>県央広域</u> <u>防災活動拠点</u></td> <td><u>県央広域</u> <u>本部管内</u></td> <td><u>道の駅「うき」</u></td> </tr> <tr> <td><u>県北広域</u> <u>防災活動拠点</u></td> <td><u>県北広域</u> <u>本部管内</u></td> <td><u>道の駅「阿蘇」</u> <u>道の駅「きくすい」</u></td> </tr> <tr> <td>県南広域 防災活動拠点</td> <td>県南広域 本部管内</td> <td>道の駅「たのうら」 道の駅「錦」</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 防災知識普及 3. 住民に対する防災知識の普及 (1) 普及の内容 イ 災害予防及び応急措置の概要 (ク) <u>(ケ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置</u> <u>(コ)～(ノ)</u> <u>(ハ) 過去の災害事例や教訓、他地域の災害からの教訓</u></p>	名称	対象地区	施設名等	<u>県央広域</u> <u>防災活動拠点</u>	<u>県央広域</u> <u>本部管内</u>	<u>道の駅「うき」</u>	<u>県北広域</u> <u>防災活動拠点</u>	<u>県北広域</u> <u>本部管内</u>	<u>道の駅「阿蘇」</u> <u>道の駅「きくすい」</u>	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」	<p>②その他 防災機能向上対策が完了し防災拠点施設として運用可能となったため</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P26）の反映 ②その他 防災会議委員御意見の反映</p>	<p>44</p> <p>46</p>
名称	対象地区	施設名等																			
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」																			
名称	対象地区	施設名等																			
<u>県央広域</u> <u>防災活動拠点</u>	<u>県央広域</u> <u>本部管内</u>	<u>道の駅「うき」</u>																			
<u>県北広域</u> <u>防災活動拠点</u>	<u>県北広域</u> <u>本部管内</u>	<u>道の駅「阿蘇」</u> <u>道の駅「きくすい」</u>																			
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」																			

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、<u>県観光戦略部</u>、関係機関）</p>	<p>6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、<u>県観光文化部</u>、関係機関）</p>	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p>	49
<p>8. 外国人に対する防災知識の普及（県知事公室、<u>県観光戦略部</u>）</p>	<p>8. 外国人に対する防災知識の普及（県知事公室 <u>(削除)</u>）</p>	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p>	50
<p>9. 防災知識の普及の時期 県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。 ※ <u>(新規)</u> 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日</p>	<p>9. 防災知識の普及の時期 県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。 ※ <u>火山防災の日：8月26日</u> 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映</p>	51
<p>11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、<u>県観光戦略部</u>、県教育庁、市町村、関係機関） 県は、市町村や大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。 県、市町村等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の <u>(新規)</u> 持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。 さらに、県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏</p>	<p>11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、<u>県観光文化部</u>、県教育庁、市町村、関係機関） 県は、市町村や大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。 県、市町村等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。 さらに、県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏</p>	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映</p>	51

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。</p> <p>なお、収集・作成した資料・計画等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。</p> <p>第10節 地域防災力強化</p> <p>県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう<u>水害・土砂災害・防災気象情報</u>に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。</p>	<p>まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。</p> <p>なお、収集・作成した資料・計画等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。</p> <p>第10節 地域防災力強化</p> <p>県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。</p> <p><u>県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう<u>地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等</u>に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映</p> <p>②その他 防災会議委員御意見の反映</p>	<p>52</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第13節 物資・資機材整備・調達</p> <p>1. 基本方針</p> <p>(7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>(新規)</u></p> <p>3. 災害用装備資機材の整備充実（県知事公室、県土木部、県警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 資機材の整備充実 防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。<u>(新規)</u></p>	<p>第13節 物資・資機材整備・調達</p> <p>1. 基本方針</p> <p>(7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>3. 災害用装備資機材の整備充実（県知事公室、県土木部、県警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 資機材の整備充実 防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映 ②その他 無人航空機の導入については、熊本県薬剤師会や熊本県卸売業協会との協議が必要なため、現時点では「等」に含める。</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映</p>	<p>63</p> <p>65</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、県農林水産部、県健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（県知事公室、市町村）</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、指定避難所となる施設について、<u>(新規)</u> 避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話 <u>(新規)</u> 等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>また、必要に応じ、井戸、<u>(新規)</u> 空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、</p>	<p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、県農林水産部、県健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（県知事公室、市町村）</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数、家庭動物の受け入れ方法等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、指定避難所となる施設について、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、</u>避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等</u>）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>また、必要に応じ、井戸、<u>給水タンク</u>、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映</p>	<p>68</p> <p>69</p> <p>69</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映</p>	<p>73</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>1 3. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲 <u>(新規)</u> 等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 (2) 保健医療体制の整備 <u>(新規)</u></p> <p><u>ツ～ナ</u></p> <p>第17節 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2) 体制整備</p> <table border="1" data-bbox="219 1082 656 1417"> <tr> <td>砂防ボランティア 登録制度</td> </tr> <tr> <td>平成9年7月</td> </tr> <tr> <td>なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)</td> </tr> <tr> <td><u>177人</u></td> </tr> </table>	砂防ボランティア 登録制度	平成9年7月	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	<u>177人</u>	<p><u>康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>1 3. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 (2) 保健医療体制の整備 <u>ツ 県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRA T）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。</u></p> <p><u>テ～ニ</u></p> <p>第17節 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2) 体制整備</p> <table border="1" data-bbox="947 1082 1384 1417"> <tr> <td>砂防ボランティア 登録制度</td> </tr> <tr> <td>平成9年7月</td> </tr> <tr> <td>なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)</td> </tr> <tr> <td><u>181人</u></td> </tr> </table>	砂防ボランティア 登録制度	平成9年7月	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	<u>181人</u>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映</p> <p>②その他 時点修正</p>	<p>75</p> <p>83</p> <p>89</p>
砂防ボランティア 登録制度											
平成9年7月											
なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)											
<u>177人</u>											
砂防ボランティア 登録制度											
平成9年7月											
なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)											
<u>181人</u>											

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>年一回講習会及び現地研修会を開催</p> <p>砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検</p> <p>熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている</p>	<p>年一回講習会及び現地研修会を開催</p> <p>砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検</p> <p>熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている</p>	<p>②その他 防災会議委員御意見の反映 ①R6.6 防災基本計画修正(新旧表 P15)の反映 ①R6.6 防災基本計画修正(新旧表 P8)の反映</p>	<p>94 94 94</p>
<p>第20節 受援計画(県全部局、防災関係機関)</p> <p>2. 応援団体との連携</p> <p>(1) 応急対策職員派遣制度の活用</p> <p>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、<u>活用方法の習熟</u>、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>感染症対策</u>のため、応援職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>第20節 受援計画(県全部局、防災関係機関)</p> <p>2. 応援団体との連携</p> <p>(1) 応急対策職員派遣制度の活用</p> <p>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、<u>活用方法の習熟</u>、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>感染症対策等</u>のため、応援職員の健康管理(<u>削除</u>)等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																																																																																																					
<p>第3章 災害応急対策 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="331 352 810 727"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部会議</th> </tr> <tr> <th>本部長</th> <th colspan="2">知事</th> </tr> <tr> <th>副本部長</th> <th colspan="2">副知事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">部員</td> <td>知事公室長</td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>企画振興部長</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>理事(デジタル戦略担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事(球磨川流域復興担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>企業局長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>観光戦略部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="362 775 548 1414"> <thead> <tr> <th>総務対策部</th> </tr> <tr> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務班</td></tr> <tr><td>消防班</td></tr> <tr><td>秘書班</td></tr> <tr><td>広報班</td></tr> <tr><td>(新規)</td></tr> <tr><td>人事班</td></tr> <tr><td>財政班</td></tr> <tr><td>県政情報文書班</td></tr> <tr><td>私学振興班</td></tr> <tr><td>総務厚生班</td></tr> <tr><td>財産経営班</td></tr> <tr><td>税務班</td></tr> <tr><td>市町村班</td></tr> <tr><td>外部対応・応援班</td></tr> <tr><td>くまモングループ</td></tr> <tr><td>人事委員会事務局</td></tr> <tr><td>監査委員事務局</td></tr> <tr><td>労働委員会事務局</td></tr> <tr><td>議会事務局</td></tr> <tr><td>人的受援・応援班</td></tr> <tr><td>危機管理防災課</td></tr> <tr><td>人事課</td></tr> <tr><td>市町村課</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="593 775 779 1414"> <thead> <tr> <th>企画振興対策部</th> </tr> <tr> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>企画振興班</td></tr> <tr><td>企画課</td></tr> <tr><td>地域振興課</td></tr> <tr><td>文化企画・</td></tr> <tr><td>世界遺産推進課</td></tr> <tr><td>交通政策課</td></tr> <tr><td>空港アクセス鉄道整備推進課</td></tr> <tr><td>統計調査課</td></tr> <tr><td>デジタル戦略推進課</td></tr> <tr><td>システム改革課</td></tr> <tr><td>球磨川流域復興局付</td></tr> </tbody> </table>	本部会議			本部長	知事		副本部長	副知事		部員	知事公室長	農林水産部長	総務部長	土木部長	企画振興部長	会計管理者	理事(デジタル戦略担当)		理事(球磨川流域復興担当)		健康福祉部長	企業局長	環境生活部長	教育長	商工労働部長	警察本部長	観光戦略部長		総務対策部	班	総務班	消防班	秘書班	広報班	(新規)	人事班	財政班	県政情報文書班	私学振興班	総務厚生班	財産経営班	税務班	市町村班	外部対応・応援班	くまモングループ	人事委員会事務局	監査委員事務局	労働委員会事務局	議会事務局	人的受援・応援班	危機管理防災課	人事課	市町村課	企画振興対策部	班	企画振興班	企画課	地域振興課	文化企画・	世界遺産推進課	交通政策課	空港アクセス鉄道整備推進課	統計調査課	デジタル戦略推進課	システム改革課	球磨川流域復興局付	<p>第3章 災害応急対策 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1034 352 1514 727"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部会議</th> </tr> <tr> <th>本部長</th> <th colspan="2">知事</th> </tr> <tr> <th>副本部長</th> <th colspan="2">副知事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">部員</td> <td>知事公室長</td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>企画振興部長</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>理事(デジタル戦略担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事(球磨川流域復興担当)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>企業局長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>観光文化部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1079 775 1265 1414"> <thead> <tr> <th>総務対策部</th> </tr> <tr> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務班</td></tr> <tr><td>消防班</td></tr> <tr><td>秘書班</td></tr> <tr><td>広報班</td></tr> <tr><td>外国人支援班</td></tr> <tr><td>(国際課)</td></tr> <tr><td>人事班</td></tr> <tr><td>財政班</td></tr> <tr><td>県政情報文書班</td></tr> <tr><td>私学振興班</td></tr> <tr><td>総務厚生班</td></tr> <tr><td>財産経営班</td></tr> <tr><td>税務班</td></tr> <tr><td>市町村班</td></tr> <tr><td>外部対応・応援班</td></tr> <tr><td>くまモン課</td></tr> <tr><td>人事委員会事務局</td></tr> <tr><td>監査委員事務局</td></tr> <tr><td>労働委員会事務局</td></tr> <tr><td>議会事務局</td></tr> <tr><td>人的受援・応援班</td></tr> <tr><td>危機管理防災課</td></tr> <tr><td>人事課</td></tr> <tr><td>市町村課</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1310 775 1496 1414"> <thead> <tr> <th>企画振興対策部</th> </tr> <tr> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>企画振興班</td></tr> <tr><td>企画課</td></tr> <tr><td>地域振興課</td></tr> <tr><td>阿蘇草原再生・</td></tr> <tr><td>世界遺産推進課</td></tr> <tr><td>交通政策課</td></tr> <tr><td>空港アクセス鉄道整備推進課</td></tr> <tr><td>統計調査課</td></tr> <tr><td>デジタル戦略推進課</td></tr> <tr><td>システム改革課</td></tr> <tr><td>球磨川流域復興局付</td></tr> </tbody> </table>	本部会議			本部長	知事		副本部長	副知事		部員	知事公室長	農林水産部長	総務部長	土木部長	企画振興部長	会計管理者	理事(デジタル戦略担当)		理事(球磨川流域復興担当)		健康福祉部長	企業局長	環境生活部長	教育長	商工労働部長	警察本部長	観光文化部長		総務対策部	班	総務班	消防班	秘書班	広報班	外国人支援班	(国際課)	人事班	財政班	県政情報文書班	私学振興班	総務厚生班	財産経営班	税務班	市町村班	外部対応・応援班	くまモン課	人事委員会事務局	監査委員事務局	労働委員会事務局	議会事務局	人的受援・応援班	危機管理防災課	人事課	市町村課	企画振興対策部	班	企画振興班	企画課	地域振興課	阿蘇草原再生・	世界遺産推進課	交通政策課	空港アクセス鉄道整備推進課	統計調査課	デジタル戦略推進課	システム改革課	球磨川流域復興局付	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p> <p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p>	<p>99</p> <p>99</p>
本部会議																																																																																																																																								
本部長	知事																																																																																																																																							
副本部長	副知事																																																																																																																																							
部員	知事公室長	農林水産部長																																																																																																																																						
	総務部長	土木部長																																																																																																																																						
	企画振興部長	会計管理者																																																																																																																																						
	理事(デジタル戦略担当)																																																																																																																																							
	理事(球磨川流域復興担当)																																																																																																																																							
	健康福祉部長	企業局長																																																																																																																																						
	環境生活部長	教育長																																																																																																																																						
	商工労働部長	警察本部長																																																																																																																																						
	観光戦略部長																																																																																																																																							
	総務対策部																																																																																																																																							
班																																																																																																																																								
総務班																																																																																																																																								
消防班																																																																																																																																								
秘書班																																																																																																																																								
広報班																																																																																																																																								
(新規)																																																																																																																																								
人事班																																																																																																																																								
財政班																																																																																																																																								
県政情報文書班																																																																																																																																								
私学振興班																																																																																																																																								
総務厚生班																																																																																																																																								
財産経営班																																																																																																																																								
税務班																																																																																																																																								
市町村班																																																																																																																																								
外部対応・応援班																																																																																																																																								
くまモングループ																																																																																																																																								
人事委員会事務局																																																																																																																																								
監査委員事務局																																																																																																																																								
労働委員会事務局																																																																																																																																								
議会事務局																																																																																																																																								
人的受援・応援班																																																																																																																																								
危機管理防災課																																																																																																																																								
人事課																																																																																																																																								
市町村課																																																																																																																																								
企画振興対策部																																																																																																																																								
班																																																																																																																																								
企画振興班																																																																																																																																								
企画課																																																																																																																																								
地域振興課																																																																																																																																								
文化企画・																																																																																																																																								
世界遺産推進課																																																																																																																																								
交通政策課																																																																																																																																								
空港アクセス鉄道整備推進課																																																																																																																																								
統計調査課																																																																																																																																								
デジタル戦略推進課																																																																																																																																								
システム改革課																																																																																																																																								
球磨川流域復興局付																																																																																																																																								
本部会議																																																																																																																																								
本部長	知事																																																																																																																																							
副本部長	副知事																																																																																																																																							
部員	知事公室長	農林水産部長																																																																																																																																						
	総務部長	土木部長																																																																																																																																						
	企画振興部長	会計管理者																																																																																																																																						
	理事(デジタル戦略担当)																																																																																																																																							
	理事(球磨川流域復興担当)																																																																																																																																							
	健康福祉部長	企業局長																																																																																																																																						
	環境生活部長	教育長																																																																																																																																						
	商工労働部長	警察本部長																																																																																																																																						
	観光文化部長																																																																																																																																							
	総務対策部																																																																																																																																							
班																																																																																																																																								
総務班																																																																																																																																								
消防班																																																																																																																																								
秘書班																																																																																																																																								
広報班																																																																																																																																								
外国人支援班																																																																																																																																								
(国際課)																																																																																																																																								
人事班																																																																																																																																								
財政班																																																																																																																																								
県政情報文書班																																																																																																																																								
私学振興班																																																																																																																																								
総務厚生班																																																																																																																																								
財産経営班																																																																																																																																								
税務班																																																																																																																																								
市町村班																																																																																																																																								
外部対応・応援班																																																																																																																																								
くまモン課																																																																																																																																								
人事委員会事務局																																																																																																																																								
監査委員事務局																																																																																																																																								
労働委員会事務局																																																																																																																																								
議会事務局																																																																																																																																								
人的受援・応援班																																																																																																																																								
危機管理防災課																																																																																																																																								
人事課																																																																																																																																								
市町村課																																																																																																																																								
企画振興対策部																																																																																																																																								
班																																																																																																																																								
企画振興班																																																																																																																																								
企画課																																																																																																																																								
地域振興課																																																																																																																																								
阿蘇草原再生・																																																																																																																																								
世界遺産推進課																																																																																																																																								
交通政策課																																																																																																																																								
空港アクセス鉄道整備推進課																																																																																																																																								
統計調査課																																																																																																																																								
デジタル戦略推進課																																																																																																																																								
システム改革課																																																																																																																																								
球磨川流域復興局付																																																																																																																																								

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
(略)			(略)			②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班から観光 文化政策課を削除。 (理由) 国際交流班が知 事公室国際課に組織改 正されたため。	99
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>商工労働対策部</p> <p>班</p> <p>商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 (新規)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>観光戦略対策部</p> <p>班</p> <p>観光国際政策班 外国人支援班 (観光国際政策課 観光振興課 観光企画班 観光振興班 販路拡大ビジネス班 (新規))</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産対策部</p> <p>班</p> <p>農林水産政策班 団体支援班 流通アグリビジネス班 農業技術班 農産園芸班 畜産班 農地・担い手支援班 農村計画班 農地整備班 むらづくり班 技術管理班 森林整備班 林業振興班 森林保全班 水産振興班 漁港漁場整備班 流木対策班 漁港漁場整備課 (農地整備課 河川課 港湾課)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>商工労働対策部</p> <p>班</p> <p>商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 販路拡大ビジネス班</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>観光文化対策部</p> <p>班</p> <p>観光文化政策班 外国人支援班 (観光振興課 (削除) 観光振興班 (削除) スポーツ交流企画班</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産対策部</p> <p>班</p> <p>農林水産政策班 団体支援班 流通アグリビジネス班 農業技術班 農産園芸班 畜産班 担い手支援班 農村計画班 農地整備班 むらづくり班 技術管理班 森林整備班 林業振興班 森林保全班 水産振興班 漁港漁場整備班 流木対策班 (漁港漁場整備課 農地整備課 河川課 港湾課)</p> </div>		
(略)			(略)				

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P																							
<p>災害対策部の分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)</td> <td>総務班 (危機管理防災課) (略)</td> <td rowspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書班 (秘書グループ)</td> </tr> <tr> <td>広報班 (広報グループ) (新規)</td> </tr> <tr> <td>人事班 (人事課) (略)</td> </tr> <tr> <td>外部対応・応援班 (くまモングループ) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局</td> </tr> <tr> <td>人的受援・応援班 危機管理防災課 人事課 市町村課</td> </tr> </tbody> </table>			対策部名	各班名	分掌事務	総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)	秘書班 (秘書グループ)	広報班 (広報グループ) (新規)	人事班 (人事課) (略)	外部対応・応援班 (くまモングループ) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局	人的受援・応援班 危機管理防災課 人事課 市町村課	<p>災害対策部の分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)</td> <td>総務班 (危機管理防災課) (略)</td> <td rowspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書班 (秘書課)</td> </tr> <tr> <td>広報班 (広報課)</td> </tr> <tr> <td>外国人支援班 (国際課)</td> </tr> <tr> <td>人事班 (人事課) (略)</td> </tr> <tr> <td>外部対応・応援班 (くまモン課) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局</td> </tr> <tr> <td>人的受援・応援班 危機管理防災課 人事課 市町村課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握 2 避難所における外国人支援に関する事項 3 県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項 4 駐日外国公館(大使館・領事館)等との連絡調整・帰国支援に関する事項</p>			対策部名	各班名	分掌事務	総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)	秘書班 (秘書課)	広報班 (広報課)	外国人支援班 (国際課)	人事班 (人事課) (略)	外部対応・応援班 (くまモン課) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局	人的受援・応援班 危機管理防災課 人事課 市町村課	②その他 R6.10 組織改正の反映	100
対策部名	各班名	分掌事務																												
総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)																												
	秘書班 (秘書グループ)																													
	広報班 (広報グループ) (新規)																													
	人事班 (人事課) (略)																													
	外部対応・応援班 (くまモングループ) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局																													
	人的受援・応援班 危機管理防災課 人事課 市町村課																													
	対策部名		各班名	分掌事務																										
	総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)		総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)																										
			秘書班 (秘書課)																											
			広報班 (広報課)																											
外国人支援班 (国際課)																														
人事班 (人事課) (略)																														
外部対応・応援班 (くまモン課) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 議会事務局																														
人的受援・応援班 危機管理防災課 人事課 市町村課																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">企画振興対策部 (企画振興部)</td> <td>企画振興班 (企画課) 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付</td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>			対策部名		各班名	分掌事務	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班 (企画課) 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">企画振興対策部 (企画振興部)</td> <td>企画振興班 (企画課) 地域振興課 阿蘇草原再生・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付</td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>			対策部名	各班名	分掌事務	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班 (企画課) 地域振興課 阿蘇草原再生・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	②その他 R6.10 組織改正の反映	101										
対策部名		各班名	分掌事務																											
企画振興対策部 (企画振興部)		企画振興班 (企画課) 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																											
	対策部名	各班名	分掌事務																											
	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班 (企画課) 地域振興課 阿蘇草原再生・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																											

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
健康福祉対策部 (健康福祉部)	(略)	(略)	健康福祉対策部 (健康福祉部)	(略)	(略)	②その他 訂正	101
	医療政策課 (医療政策課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項		医療政策課 (医療政策課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項 (削除)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
(略)			(略)				
対策部名	各班名	分掌事務	対策部名	各班名	分掌事務		
商工労働対策部 (商工労働部)	(略)	(略)	商工労働対策部 (商工労働部)	(略)	(略)	②その他 R6.10 組織改正の反映	102
	企業立地課 (企業立地課)	1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 (新規)		企業立地課 (企業立地課)	1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 1 販路拡大ビジネス課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 (販路拡大ビジネス課)		
対策部名	各班名	分掌事務	対策部名	各班名	分掌事務		
観光戦略対策部 (観光戦略部)	観光国際政策課 (観光国際政策課)	1 観光戦略対策部の総括に関する事項 2 観光交流政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	観光文化政策部 (観光文化部)	観光文化政策課 (観光文化政策課)	1 観光文化対策部の総括に関する事項 2 観光文化政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班(観光振興課)に修正。分掌事務に多言語コールセンター事業と多言語観光サイトによる情報提供を追加。 (理由)多言語コールセンター事業と多言語観光サイトによる情報提供は観光振興課事務分掌として存在するため。	102
	外国人支援班 (観光国際政策課)	1 外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握 2 遊覧所における外国人支援に関する事項		外国人支援班 (観光国際政策課)	1 多言語コールセンター業務に関する事項 2 多言語観光サイトによる情報提供に関する事項		
	観光企画課 (観光企画課)	3 県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項 4 駐日外国公館(大使館・領事館)等との連絡調整・届出支援に関する事項		観光振興課 (観光振興課)	(削除) (削除)		
	観光企画課 (観光企画課)	1 観光企画課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		観光振興課 (観光振興課)	(削除) (削除)		
	観光振興課 (観光振興課)	1 観光振興課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		スポーツ交流企画課 (スポーツ交流企画課)	1 観光振興課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 1 スポーツ交流企画課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
対策部名	各班名	分掌事務	対策部名	各班名	分掌事務		
農林水産対策部 (農林水産部)	(略) 農地・担い手支援班 (農地・担い手支援課)	(略) 1 農地・担い手支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	農林水産対策部 (農林水産部)	(略) 担い手支援班 (担い手支援課)	(略) 1 担い手支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	②その他 R6.10 組織改正の反映	103
イ 配置の指示等			イ 配置の指示等			②その他 R6.10 組織改正の反映	111
<p>勤務時間内</p> <p>勤務時間外</p> <p>(略)</p> <p>危機管理防災課</p> <p>(連絡) 東京事務所</p> <p>(指示) 危機管理防災課員</p> <p>(一斉指令) 地域振興局等</p> <p>(連絡) 広報グループ</p> <p>(指示) 配置職員</p> <p>(庁内放送) 本庁関係課</p> <p>(指示) 配置職員</p> <p>(略)</p>			<p>勤務時間内</p> <p>勤務時間外</p> <p>(略)</p> <p>危機管理防災課</p> <p>(連絡) 東京事務所</p> <p>(指示) 危機管理防災課員</p> <p>(一斉指令) 地域振興局等</p> <p>(連絡) 広報課</p> <p>(指示) 配置職員</p> <p>(庁内放送) 本庁関係課</p> <p>(指示) 配置職員</p> <p>(略)</p>				

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																								
<p>第2節 職員配置</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>(5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領</p> <p>県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領は、次のとおりである。</p> <p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>災害が発生するおそれ、又は発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略)</p> <p>2. 災害対策本部設置後の配置体制</p>	<p>第2節 職員配置</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>(5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領</p> <p>県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領は、次のとおりである。</p> <p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>災害が発生するおそれ、又は発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。</p> <p><u>※災害対策本部室においては、線状降水帯の発生をはじめとする大雨や洪水への早期警戒体制の確立のため、別途基準（本部室行動マニュアル）を定める。</u></p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略)</p> <p>2. 災害対策本部設置後の配置体制</p>	<p>②その他</p>	<p>112</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配置時期</th> <th>配置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配置</td> <td>イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2配置</td> <td>イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 <u>(新規)</u> ロ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3配置</td> <td>イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合 <u>(新規)</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配置時期	配置内容	第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。	第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 <u>(新規)</u> ロ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。	第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合 <u>(新規)</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配置時期</th> <th>配置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配置</td> <td>イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2配置</td> <td>イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ <u>特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3配置</td> <td>イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合、<u>大津波警報（特別警報）が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配置時期	配置内容	第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。	第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ <u>特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。	第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合、 <u>大津波警報（特別警報）が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。	<p>②その他</p>	<p>115</p>
区分	配置時期	配置内容																									
第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。																									
第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 <u>(新規)</u> ロ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。																									
第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合 <u>(新規)</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。																									
区分	配置時期	配置内容																									
第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。																									
第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ <u>特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。																									
第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合、 <u>大津波警報（特別警報）が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。																									

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P		
別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】				別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】				②その他 R6.10 組織改正の反映	117		
機関名 (略) 広報グループ (略)	人員 (略)	機関名 (略)	人員 (略)	機関名 (略) 広報課 (略)	人員 (略)	機関名 (略)	人員 (略)				
別表3 【第2警戒体制】				別表3 【第2警戒体制】							
機関名 (略) 観光国際政策課 (略) 広報グループ (略)	人員 (略)	機関名 (略)	人員 (略)	機関名 (略) 観光文化政策課 (略) 広報課 (略)	人員 (略)	機関名 (略)	人員 (略)	②その他 R6.10 組織改正の反映	118		
別表4 【災害対策本部】				別表4 【災害対策本部】							
対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数				
総務対策部	(略)	第1配置	第2配置	第3配置	総務対策部	(略)	第1配置	第2配置	第3配置		
	外部対応・応援班	—	—	〃		外部対応・応援班	—	—	〃		
	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		外国人支援班	—	—	〃		
	人的受援・応援班(※)	1	3	9		人的受援・応援班(※)	1	3	9		
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)				(略)				②その他 R6.10 組織改正の反映	119		
対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数				
企業立地班	(略)	第1配置	第2配置	第3配置	企業立地班	(略)	第1配置			第2配置	第3配置
	(略)	(略)	(略)	全員		(略)	(略)	(略)	全員		
	企業立地班	—	1	〃		企業立地班	—	1	〃		
	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		販路拡大ビジネス班	—	1	〃		
(略)				(略)				②その他 R6.10 組織改正の反映	120		
(略)				(略)							

第1編 共通対策編

修正前					修正後					修正理由等	P						
対策部 観光戦略	観光国際政策班	第1配置	第2配置	第3配置	対策部 観光文化	観光文化政策班	第1配置	第2配置	第3配置	②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班 第2配置に「1」と追加し、観光振興班第2配置は「1」と変更。(理由)外国人支援班の業務に従事するため。観光振興課の業務は外国人支援班と一部重複するため。	120						
	外国人支援班	2	3	全員		外国人支援班	2	3	全員								
	観光企画班	—	1	〃		外国人支援班	—	1	〃								
	観光振興班	—	1	〃		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)								
	販路拡大ビジネス班	—	1	〃		観光振興班	—	1	〃								
(略)					(略)												
対策部	班名	第1配置	第2配置	第3配置	対策部	班名	第1配置	第2配置	第3配置			②その他 R6.10 組織改正の反映	121				
	(略)	(略)	(略)	全員		(略)	(略)	(略)	全員								
	農地・担い手支援班	1	2	〃		担い手支援班	1	2	〃								
(略)					(略)												
対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数							②その他 組織改正の反映	122		
		第1配置	第2配置	第3配置			第1配置	第2配置	第3配置								
地方災害対策本部		(略)			地方災害対策本部		(略)										
		合計	390	669			全員	合計	390							669	全員
<u>(新規)</u>					※ 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合の職員参集体制については、令和元年(2019年)6月19日付危防第142号知事公室危機管理監発出、各部(公												

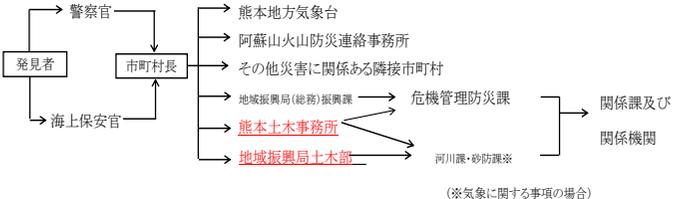
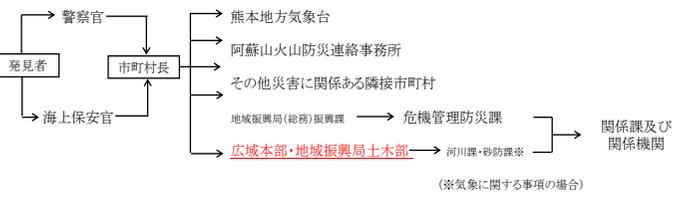
第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P												
<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="212 534 907 662"> <thead> <tr> <th>班 (略)</th> <th>分 掌 事 務 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広 報 班 (広報グループ)</td> <td>1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 職員配置 6. 被災市町村等への職員派遣 <u>(新規)</u></p> <p>3. 予警報等の取扱い (1)県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・警報・注意報等 熊本地方气象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、危機管理防災課長、河川課長は、それぞれ前記2で定めた伝達システムにより各市町村長、そ</p>	班 (略)	分 掌 事 務 (略)	広 報 班 (広報グループ)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項	(略)	(略)	<p><u>室・局) 課長、教育庁教育政策課長、企業局総務経営課長、各広域本部振興課長、各地域振興局総務振興課長宛の通知のとおりとする(詳細は第2編地震・津波対策編 第3章災害応急対策に記載)</u></p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="929 534 1635 662"> <thead> <tr> <th>班 (略)</th> <th>分 掌 事 務 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広 報 班 (広報課)</td> <td>1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 職員配置 6. 被災市町村等への職員派遣 <u>(3)応援職員の健康管理等</u> <u>応援職員の派遣に当たっては、県及び市町村は、感染症対策等のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <p>3. 予警報等の取扱い (1)県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・警報・注意報等 熊本地方气象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、危機管理防災課長、河川課長は、それぞれ前記2で定めた伝達システムにより各市町村長、そ</p>	班 (略)	分 掌 事 務 (略)	広 報 班 (広報課)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項	(略)	(略)	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正(新旧表P15)の反映</p> <p>②その他 防災会議委員御意見の反映</p>	<p>124</p> <p>126</p> <p>126</p>
班 (略)	分 掌 事 務 (略)														
広 報 班 (広報グループ)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項														
(略)	(略)														
班 (略)	分 掌 事 務 (略)														
広 報 班 (広報課)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項														
(略)	(略)														

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>の他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。</p> <p>このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すように、<u>熊本土木事務所</u>及び地域振興局（総務）振興課に指示するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>の他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。</p> <p>このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すように、<u>広域本部</u>及び地域振興局（総務）振興課に指示するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	<p>149</p>
<p>イ 県出先機関における取扱い</p> <p>（ア）<u>熊本土木事務所</u>及び地域振興局（総務）振興課においては、危機管理防災課長から伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>イ 県出先機関における取扱い</p> <p>（ア）<u>広域本部</u>及び地域振興局（総務）振興課においては、危機管理防災課長から伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	<p>149</p>
<p>（イ）<u>熊本土木事務所</u>及び地域振興局土木部においては、河川課長及び砂防課長から伝達を受けた警報等及び指示事項について、管内市町村長、その他関係機関の長に伝達するものとする。</p>	<p>（イ）<u>広域本部</u>及び地域振興局土木部においては、河川課長及び砂防課長から伝達を受けた警報等及び指示事項について、管内市町村長、その他関係機関の長に伝達するものとする。</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	<p>149</p>
<p>4. 予警報等伝達責任者</p> <p>（略）</p> <p>(3) 県の出先機関及び市町村</p> <p><u>(新規)</u> 地域振興局（総務）振興課、土木部 各1名</p> <p><u>熊本土木事務所 1名</u></p> <p>市町村 1名</p>	<p>4. 予警報等伝達責任者</p> <p>（略）</p> <p>(3) 県の出先機関及び市町村</p> <p><u>広域本部及び</u>地域振興局（総務）振興課、土木部 各1名</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>市町村 1名</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	<p>150</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>5. 異常発見時における措置 (3)異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。</p>  <p>(※気象に関する事項の場合)</p> <p>第7節 通信施設利用 1. 通常の場合における通信施設の利用 (8) 移動通信系の活用 県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。</p> <p>第10節 消防（県総務部、県知事公室） 3. 消防広域応援計画 県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>5. 異常発見時における措置 (3)異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。</p>  <p>(※気象に関する事項の場合)</p> <p>第7節 通信施設利用 1. 通常の場合における通信施設の利用 (8) 移動通信系の活用 県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。</p> <p>第10節 3. 消防広域応援計画 県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものとする。 <u>県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>②その他 組織改正の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P8）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映</p>	<p>151</p> <p>154</p> <p>171</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第11節 避難収容対策</p> <p>3. 避難指示等の基準</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難 (略)</p> <p>・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）<u>（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）</u>となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）<u>（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）</u>のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「<u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」（警戒レベル4相当</p>	<p>第11節 避難収容対策</p> <p>3. 避難指示等の基準</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難 (略)</p> <p>・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）<u>（実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準以上となる場合）</u>となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）<u>（実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合）</u>のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「<u>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基</u></p>	<p>②その他 気象庁施策による修正</p> <p>②その他 気象庁施策による修正</p> <p>②その他 気象庁施策による修正</p>	<p>183</p> <p>183</p> <p>183</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険(紫)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)または「災害切迫(黒)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>6. 避難の誘導 (7) 避難所の管理運営</p> <p>カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避</p>	<p><u>準以上となる場合</u> (警戒レベル4相当情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表もしくは土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」(実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>6. 避難の誘導 (7) 避難所の管理運営</p> <p>カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避</p>	<p>②その他 気象庁施策による修正</p> <p>②その他 気象庁施策による修正</p>	<p>183</p> <p>184</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握 <u>(新規)</u> に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。</p>	<p>難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握 <u>及び福祉的な支援</u> に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P2）の反映</p>	<p>191</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>キ 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映</p>	<p>192</p>
<p><u>キ～コ</u> <u>(新規)</u></p>	<p><u>ク～サ</u> <u>シ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、飼養スペースを準備するなど適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映 ②その他 防災会議委員御意見の反映</p>	<p>192</p>
<p><u>サ・シ</u></p>	<p><u>ス・セ</u></p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>ス</u> 市町村は、仮設トイレ <u>(新規)</u> の供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努める <u>(新規)</u> ものとする。</p> <p>なお、県は、市町村からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p> <p><u>セ</u></p> <p><u>ソ</u> 市町村は、<u>(新規)</u> 必要に応じ、<u>(新規)</u> 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p><u>ソ</u> 市町村は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める</u>ものとする。</p> <p>なお、県は、市町村からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p> <p><u>タ</u></p> <p><u>チ</u> 市町村は、<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、</u>必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P23）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P5、P21）の反映</p>	<p>192</p> <p>192</p>
<p><u>タ</u></p> <p>7. 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 <u>(新規)</u> 市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u> <u>併せて、</u> 県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保</p>	<p>7. 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 <u>(1)</u>市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</p> <p><u>(2)</u> 県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られる</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P21）の反映</p>	<p>193</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>が図られるよう努めるものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>8. 避難行動要支援者に対する対策 (2)熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>(新規)</u>）の派遣 県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>(新規)</u>）<u>(新規)</u>を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。 <u>(新規)</u></p> <p>第15節 医療救護 2. 救護活動制</p>	<p>よう努めるものとする。</p> <p><u>(3)県及び市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(4)県及び市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>8. 避難行動要支援者に対する対策 (2)熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>及び熊本DWAT</u>）<u>や災害支援ナース</u>の派遣 県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>及び熊本DWAT</u>）<u>や災害支援ナース</u>を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。 <u>また、県は国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行うため、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>第15節 医療救護 2. 救護活動制</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P21）の反映</p> <p>②その他 災害派遣福祉チームには災害ナースは含まれないため別途記載。</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映</p>	<p>193</p> <p>193</p> <p>193</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>カ <u>(新規)</u> <u>キ～ス</u></p> <p>第19節 生活必需品供給 5. 生活必需品の円滑な提供</p> <p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 <u>(新規)</u> をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>カ <u>キ</u> 県は、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>ク～セ</u></p> <p>第19節 生活必需品供給 5. 生活必需品の円滑な提供</p> <p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 <u>や家庭動物の飼養に関する資料</u> をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P18）の反映</p> <p>②その他 令和4年7月22日付け科発0722第2号で厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」の内容にリバイス。</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P23）の反映</p>	<p>206</p> <p>206</p> <p>216</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第20節 救援物資要請・受入・配分</p> <p>3. 受入・供給体制（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、<u>県観光戦略部</u>、県農林水産部、市町村）</p> <p>第21節 住宅応急対策</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与</p> <p>県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>第22節 交通規制</p> <p>7. 災害時における車両の移動等</p> <p>(2)道路啓開等</p> <p>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認</p>	<p>第20節 救援物資要請・受入・配分</p> <p>3. 受入・供給体制（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、<u>県観光文化部</u>、県農林水産部、市町村）</p> <p>第21節 住宅応急対策</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与</p> <p>県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>第22節 交通規制</p> <p>7. 災害時における車両の移動等</p> <p>(2)道路啓開等</p> <p>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認</p>	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P22）の反映</p>	<p>217</p> <p>219</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（<u>（新規）</u>雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p>第23節 輸送</p> <p>4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、関係機関） 県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。 <u>（新規）</u></p> <p>6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、緊急輸送道路ネットワーク計画 <u>（新規）</u>に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必</p>	<p>保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び</u>雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p>第23節 輸送</p> <p>4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、関係機関） 県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。 <u>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</u> <u>県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、緊急輸送道路ネットワーク計画及び<u>道路啓開計画</u>に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P19）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映</p> <p>②その他 令和6年12月末に熊本県道路啓開計画を策定したことに伴う修正。</p>	<p>226</p> <p>228</p> <p>228</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。 (略)</p> <p>第24節 緊急通行車両確認 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。<u>(新規)</u></p> <p>2. 緊急通行車両の確認 公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行うものとする。</p> <p>(1) 申請手続（申請窓口） 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。 ア 知事（県） 知事公室危機管理防災課 イ 公安委員会 (ア) 県警察本部 交通部交通規制課 (イ) 各警察署 交通課</p> <p>(2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付 緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公</p>	<p>の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。 (略)</p> <p>第24節 緊急通行車両確認 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。<u>また、県、市町村及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>2. 緊急通行車両の確認 知事又は県公安委員会は、<u>緊急通行のための車両の使用の申出により、</u>災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行うものとする。</p> <p>(1) 申請手続（申請窓口） 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。 ア 知事（県） 知事公室危機管理防災課 イ 公安委員会 (ア) 県警察本部 交通部交通規制課 (イ) 各警察署 交通課</p> <p>(2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付 緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）関係 ※災害対策基本法施行令の改正により、緊急通行車両証明書等を事前に交付できるようになった。</p>	<p>230</p> <p>230</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。</p> <p><u>(3) 緊急通行車両の事前届出（県公安委員会）</u> <u>公安委員会は、災害時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るために、次のいずれにも該当する車両については、事前届出を受理するものとする。</u></p> <p><u>ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両</u> <u>イ 次に掲げる方法により、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体（以下「指定行政機関等」という。）が所有又は使用する車両</u> <u>（ア）指定行政機関等が自ら所有する車両</u> <u>（イ）指定行政機関等が契約等により専用に使用する車両</u> <u>（ウ）指定行政機関等が災害時に関係機関・団体等から調達する車両</u></p>	<p>安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）関係 ※災害対策基本法施行令の改正により緊急通行車両証明書等の事前交付が可能となり、従前の事前届出については廃止された。</p>	231
<p>第27節 保健衛生 1. 防疫計画 <u>(新規)</u></p>	<p>第27節 保健衛生 1. 防疫計画 <u>(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請</u> <u>県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映</p>	239
<p>第31節 障害物除去 災害時における応急措置実施の障害となっている工作物</p>	<p>第31節 障害物除去 災害時における応急措置実施の障害となっている工作物</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（<u>新規</u>）について必要な措置を定める。</p> <p>第3 2節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、<u>（新規）</u>県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、<u>県観光戦略部</u>、県教育庁、九州旅客鉄道（株）熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社、市町村）</p> <p>1. 公共土木施設（（<u>新規</u>）県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村）</p> <p>（1）実施期間 ア～カ <u>（新規）</u> <u>キ</u> 下水道 <u>ク</u> 集落排水施設</p>	<p>等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>）について必要な措置を定める。</p> <p>第3 2節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、<u>県環境生活部</u>、県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、<u>県観光文化部</u>、県教育庁、九州旅客鉄道（株）熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社、市町村）</p> <p>1. 公共土木施設（<u>県環境生活部</u>、県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村）</p> <p>（1）実施期間 ア～カ <u>キ</u> 水道 <u>ク</u> 下水道 <u>ケ</u> 集落排水施設</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P19）の反映</p> <p>②その他 水道は環境生活部が所管 ②その他 R6.10 組織改正の反映</p> <p>②その他 公共土木施設に水道を追加</p>	<p>253</p> <p>255</p> <p>255</p>
<p>第4章 災害復旧・復興</p>	<p>第4章 災害復旧・復興</p>		
<p>第1節 災害復旧・復興の基本方向</p> <p>県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。</p> <p>特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。</p>	<p>第1節 災害復旧・復興の基本方向</p> <p>県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。</p> <p>特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</p> <p><u>県、市町村、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P25）の反映</p>	<p>284</p> <p>284</p>
<p>第2節 公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、<u>(新規)</u> 関係機関）</p> <p>3. 対象事業</p> <p>(9)漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(10)・(11)</u></p>	<p>第2節 公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、<u>県環境生活部</u>、関係機関）</p> <p>3. 対象事業</p> <p>(9)漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律<u>第3</u>条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設</p> <p><u>(10)水道 市町村又は一部事務組合が経営する水道事業等で、水道法第3条第8項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、もしくは排水施設</u></p> <p><u>(11)・(12)</u></p>	<p>②その他 対象事業に水道を追加したことに伴う所管部局追加</p> <p>②その他 訂正</p> <p>②その他 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に伴う修正</p>	<p>285</p> <p>286</p> <p>286</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第4節 その他の災害復旧</p> <p><u>4 水道施設の復旧計画</u></p> <p><u>水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。</u></p> <p><u>なお、市町村等が経営する水道事業体（以下「公営水道」という。）以外の水道事業体（以下「民営水道」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道と民営水道との事業統合を推進するものとする。</u></p> <p><u>(1)実施期間</u></p> <p><u>水道事業者及び水道用水供給事業者</u></p> <p><u>(2)復旧方針</u></p> <p><u>現計復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>第4節 その他の災害復旧</p> <p><u>4 市町村等以外の水道事業</u></p> <p><u>市町村等が経営する水道事業（以下「公営水道事業」という。）以外の水道事業（以下「民営水道事業」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道事業と民営水道事業との統合を推進するものとする。</u></p>	<p>②その他 公共土木施設に追加したため一部を削除</p>	291

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢</p> <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td> <td>7.0 程度</td> <td>Zランク</td> <td><u>ほぼ 0%</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について <u>(令和6年1月15日)</u> (地震調査研究推進本部地震調査委員会)]</p>	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	<u>ほぼ 0%</u>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢</p> <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td> <td>7.0 程度</td> <td>Zランク</td> <td><u>ほぼ 0-0.001%</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について <u>(令和7年1月15日)</u> (地震調査研究推進本部地震調査委員会)]</p>	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	<u>ほぼ 0-0.001%</u>	<p>②その他 時点修正</p>	303
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	<u>ほぼ 0%</u>								
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	<u>ほぼ 0-0.001%</u>								

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																																																																																																												
<p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (1) 主な地震とその被害 (略) その被害は甚大なものであり、死者 <u>273</u> 人、重軽傷者 2,739 人、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟、被害額は約 3.8 兆円にのぼる。(令和 <u>4</u> 年 4 月 <u>13</u> 日時点)</p> <p>4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数(震度 1 以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th>震度</th> <th rowspan="2">1</th> <th rowspan="2">2</th> <th rowspan="2">3</th> <th rowspan="2">4</th> <th>5</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>6</th> <th rowspan="2">7</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>観測点</th> <th>弱</th> <th>強</th> <th>弱</th> <th>強</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2023</u> 年</td> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>令和 5</u> 年</td> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="12">(新規)</td> </tr> </tbody> </table>	年	震度	1	2	3	4	5	5	6	6	7	合計	観測点	弱	強	弱	強	<u>2023</u> 年	(略)											<u>令和 5</u> 年	(略)											(新規)												<p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (1) 主な地震とその被害 (略) その被害は甚大なものであり、死者 <u>275</u> 人、重軽傷者 2,739 人、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟、被害額は約 3.8 兆円にのぼる。(令和 7 年 4 月 <u>11</u> 日時点)</p> <p>4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数(震度 1 以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th>震度</th> <th rowspan="2">1</th> <th rowspan="2">2</th> <th rowspan="2">3</th> <th rowspan="2">4</th> <th>5</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>6</th> <th rowspan="2">7</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>観測点</th> <th>弱</th> <th>強</th> <th>弱</th> <th>強</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2023</u> 年</td> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>令和 5</u> 年</td> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>2024</u> 年</td> <td>熊本</td> <td><u>22</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>阿蘇山</td> <td><u>10</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>16</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>令和 6</u> 年</td> <td>人吉</td> <td><u>7</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>牛深</td> <td><u>7</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	震度	1	2	3	4	5	5	6	6	7	合計	観測点	弱	強	弱	強	<u>2023</u> 年	(略)											<u>令和 5</u> 年	(略)											<u>2024</u> 年	熊本	<u>22</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>31</u>	阿蘇山	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>16</u>	<u>令和 6</u> 年	人吉	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>13</u>	牛深	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>11</u>	<p>②その他 時点修正</p> <p>②その他 時点修正</p>	<p>307</p> <p>314</p>
年		震度					1	2	3	4			5	5	6	6	7	合計																																																																																																																													
	観測点	弱	強	弱	強																																																																																																																																										
<u>2023</u> 年	(略)																																																																																																																																														
<u>令和 5</u> 年	(略)																																																																																																																																														
(新規)																																																																																																																																															
年	震度	1	2	3	4	5	5	6	6	7	合計																																																																																																																																				
	観測点					弱	強	弱	強																																																																																																																																						
<u>2023</u> 年	(略)																																																																																																																																														
<u>令和 5</u> 年	(略)																																																																																																																																														
<u>2024</u> 年	熊本	<u>22</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>31</u>																																																																																																																																				
	阿蘇山	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>16</u>																																																																																																																																				
<u>令和 6</u> 年	人吉	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>13</u>																																																																																																																																				
	牛深	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>11</u>																																																																																																																																				
<p>第2章 災害予防 第5節 1. 海岸対策 (2) 海岸保全施設等の整備 海岸保全施設は国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、県、市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防 第5節 1. 海岸対策 (2) 海岸保全施設等の整備 海岸保全施設は国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、県、市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。</p>																																																																																																																																														

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 海面監視 (2) 情報伝達体制の確立 県、沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティ FM、<u>携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）</u> 複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>第6節 火災予防（県総務部、県土木部、消防機関） 1. 出火防止、初期消火 <u>（新規）</u></p> <p><u>（5）・（6）</u></p> <p>3. 消防力の強化（県総務部、消防機関、市町村） (3) 緊急消防援助隊の充実強化 消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。</p>	<p><u>港湾については、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p> <p>2. 海面監視 (2) 情報伝達体制の確立 県、沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティ FM、<u>携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール）及び津波フラッグ等</u> 複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>第6節 火災予防（県総務部、県土木部、消防機関） 1. 出火防止、初期消火 <u>（5）消防用機械・資機材の整備促進</u> <u>市町村は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>（6）・（7）</u></p> <p>3. 消防力の強化（県総務部、消防機関、市町村） (3) 緊急消防援助隊の充実強化 消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動場合の応援計画の充実を図る。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P28）の反映</p> <p>②その他 気象庁施策による修正</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映</p>	<p>329</p> <p>329</p> <p>331</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>さらに、県、市町村、消防本部は、<u>(新規)</u>緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第14節 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応 南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は <u>70～80% (令和4年1月1日現在)</u> とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</p> <p>(略)</p>	<p>さらに、県、市町村、消防本部は、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより</u>、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第14節 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応 南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は <u>80%程度 (令和7年1月1日現在)</u> とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</p> <p>(略)</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正 (新旧表 P9) の反映</p> <p>②その他 時点修正</p>	<p>332</p> <p>344</p>								
<p>第3章 災害応急対策</p>											
<p>第1節 (参考)指揮系統図</p> <div data-bbox="212 973 712 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">地震又は大津波警報覚知</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">勤務時間内</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">勤務時間外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略) ↓ 秘書グループへ連絡 ↓ (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table> </div> <p>2. 組織の確立 (1)職員の配置 ウ 第2警戒体制</p> <p>(略)</p>	勤務時間内	勤務時間外	(略) ↓ 秘書グループへ連絡 ↓ (略)	(略)	<p>第1節 (参考)指揮系統図</p> <div data-bbox="936 973 1435 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">地震又は大津波警報覚知</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">勤務時間内</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">勤務時間外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略) ↓ 秘書課へ連絡 ↓ (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table> </div> <p>2. 組織の確立 (1)職員の配置 ウ 第2警戒体制</p> <p>(略)</p>	勤務時間内	勤務時間外	(略) ↓ 秘書課へ連絡 ↓ (略)	(略)	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p>	<p>347</p>
勤務時間内	勤務時間外										
(略) ↓ 秘書グループへ連絡 ↓ (略)	(略)										
勤務時間内	勤務時間外										
(略) ↓ 秘書課へ連絡 ↓ (略)	(略)										

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																
<p><u>各地域振興局及び熊本土木事務所</u>においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・長周期地震動階級4の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p><u>各広域本部・地域振興局</u>においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・長周期地震動階級4の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p><u>※勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合の職員参集体制については、別表1を参照。</u></p> <p><u>（令和元年（2019年）6月19日付危防第142号知事公室危機管理監発出通知）</u></p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	<p>348</p>																																
<p>(参考)職員の参集基準</p> <table border="1" data-bbox="210 954 902 1401"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]</td> <td>(略)</td> <td><u>観光国際政策課</u> (略) <u>広報グループ</u> (略)</td> <td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒<u>広報グループ</u> (庁内放送) ⇒関係職員 (略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 [自動設置]</td> <td>(略)</td> <td>全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)</td> <td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒<u>広報グループ</u> (庁内放送) ⇒全職員 (災害対策本部分業事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。 <u>（新規）</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	(略)	<u>観光国際政策課</u> (略) <u>広報グループ</u> (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報グループ</u> (庁内放送) ⇒関係職員 (略)	災害対策本部 [自動設置]	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報グループ</u> (庁内放送) ⇒全職員 (災害対策本部分業事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。 <u>（新規）</u> (略)	<p>(参考)職員の参集基準</p> <table border="1" data-bbox="934 954 1626 1401"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]</td> <td>(略)</td> <td><u>観光文化政策課</u> (略) <u>広報課</u> (略)</td> <td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒<u>広報課</u> (庁内放送) ⇒関係職員 (略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 [自動設置]</td> <td>(略)</td> <td>全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)</td> <td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒<u>広報課</u> (庁内放送) ⇒全職員 (災害対策本部分業事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。 <u>※参集体制は次項別表1のとおり</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	(略)	<u>観光文化政策課</u> (略) <u>広報課</u> (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報課</u> (庁内放送) ⇒関係職員 (略)	災害対策本部 [自動設置]	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報課</u> (庁内放送) ⇒全職員 (災害対策本部分業事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。 <u>※参集体制は次項別表1のとおり</u> (略)	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p>	<p>350</p>
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																																
第1警戒体制	(略)	(略)	(略)																																
第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	(略)	<u>観光国際政策課</u> (略) <u>広報グループ</u> (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報グループ</u> (庁内放送) ⇒関係職員 (略)																																
災害対策本部 [自動設置]	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報グループ</u> (庁内放送) ⇒全職員 (災害対策本部分業事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。 <u>（新規）</u> (略)																																
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																																
第1警戒体制	(略)	(略)	(略)																																
第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	(略)	<u>観光文化政策課</u> (略) <u>広報課</u> (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報課</u> (庁内放送) ⇒関係職員 (略)																																
災害対策本部 [自動設置]	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒ <u>広報課</u> (庁内放送) ⇒全職員 (災害対策本部分業事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。 <u>※参集体制は次項別表1のとおり</u> (略)																																

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																							
<p>(新規)</p> <p>第2節 地震・津波情報伝達 3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="212 1082 896 1401"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (<u>大津波警報、津波警報または津波注意報</u>を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報、津波警報または津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="936 319 1630 657"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務</th> <th>参集が必要な職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本庁</td> <td>災害対応業務が割り振られている所属</td> <td>災害対策本部体制下での災害対応</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>外部対応・応援班である所属</td> <td>災害対策本部体制下での他所属への応援</td> <td>幹部職員(※1)及び一部職員(所属長が事前決定した職員※2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出先機関</td> <td>管内震度6弱以上</td> <td>災害対策本部体制下での災害対応</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>広域本部・地域振興局 管内震度6弱未満</td> <td>①管内震度に応じた対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援</td> <td>①管内の災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の出先機関</td> <td>①各出先機関で規定している災害対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援</td> <td>①災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 幹部職員：課長及び担当班長以上のライン職にある者 ※2 一部職員：主幹以上の職員(幹部職員を除く。)を基準として所属長が事前設定 ※3 応援体制の構築に必要な職員：班長以上の職員を基準として所属長が事前設定</p> <p>第2節 地震・津波情報伝達 3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="936 1082 1617 1401"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (<u>津波警報または津波注意報</u>を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」</td> </tr> </tbody> </table>		業務	参集が必要な職員	本庁	災害対応業務が割り振られている所属	災害対策本部体制下での災害対応	全職員	外部対応・応援班である所属	災害対策本部体制下での他所属への応援	幹部職員(※1)及び一部職員(所属長が事前決定した職員※2)	出先機関	管内震度6弱以上	災害対策本部体制下での災害対応	全職員	広域本部・地域振興局 管内震度6弱未満	①管内震度に応じた対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援	①管内の災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)	その他の出先機関		①各出先機関で規定している災害対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援	①災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			震源に関する情報	・震度3以上 (<u>津波警報または津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」	<p>②その他 参集体制の掲載</p> <p>②その他 気象庁施策による修正</p>	<p>351</p> <p>356</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																																								
(略)																																										
震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報、津波警報または津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」																																								
	業務	参集が必要な職員																																								
本庁	災害対応業務が割り振られている所属	災害対策本部体制下での災害対応	全職員																																							
	外部対応・応援班である所属	災害対策本部体制下での他所属への応援	幹部職員(※1)及び一部職員(所属長が事前決定した職員※2)																																							
出先機関	管内震度6弱以上	災害対策本部体制下での災害対応	全職員																																							
	広域本部・地域振興局 管内震度6弱未満	①管内震度に応じた対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援	①管内の災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)																																							
その他の出先機関		①各出先機関で規定している災害対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援	①災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)																																							
地震情報の種類	発表基準	内容																																								
(略)																																										
震源に関する情報	・震度3以上 (<u>津波警報または津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれない」																																								

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
		が被害の心配はない」旨を付加。			が被害の心配はない」旨を付加。		
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 - 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	②その他 各地の震度に関する情報は、震源・震度情報に統合	356
(略)			(略)				
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合に	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合に	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	②その他 気象庁施策による修正	356
						②その他 気象庁施策による修正	356

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P		
発表することがある			発表することがある						
(略)			(略)						
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※（注））の発表内容			沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※（注））の発表内容						
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	②その他 気象庁施策による修正	359		
(略)			(略)						
津波注意報	（すべての場合）	<u>沖合での観測値</u> 、沿岸での推定値とも数値で発表	津波注意報	（すべての場合）	<u>沖合での観測値※（注2）</u> 、沿岸での推定値とも数値で発表				
（注）沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。			（注）沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>（注2）沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。</u>			②その他 気象庁施策による修正	359		
(2)各種情報の例文 ウ 地震情報 <u>（震源・震度に関する情報）</u> <u>（ア）地震情報（震源に関する情報）</u> <u>（イ）地震情報（震源・震度に関する情報）</u> エ 各地の震度に関する情報			(2)各種情報の例文 ウ 地震情報 <u>（震源に関する情報）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> エ 地震情報 <u>（震源・震度情報）</u>					②その他 各地の震度に関する情報は震源・震度情報に統合のため削除	360

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図</p> <p>(注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・庁内電話 県防災情報ネットワークシステム 防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図</p> <p>(注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・庁内電話 県防災情報ネットワークシステム 防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p>②その他 R6.10 組織改正の反映</p>	<p>364</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第3節 公共施設応急復旧</p> <p>1. 道路・橋梁</p> <p>(3) 応急工事の実施</p> <p>被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、<u>(新規)</u> 応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。</p>	<p>第3節 公共施設応急復旧</p> <p>1. 道路・橋梁</p> <p>(3) 応急工事の実施</p> <p>被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、<u>道路啓開計画に基づき</u>、応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。</p>	<p>②その他</p> <p>令和6年12月末に熊本県道路啓開計画を策定したことに伴う修正。</p>	370

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>2. 災害危険地域の現況</p> <p>(1) <u>河川で危険と思われる</u>箇所は、<u>水防計画資料編のとおりである。</u></p> <p>(2) <u>海岸で特に危険と思われる</u>箇所は、<u>県土木部所管については水防計画書資料編、県農林水産部所管については危険箇所編のとおりである。</u></p> <p>(3) 県は、土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定する。</p> <p>これらの指定区域は、熊本県土砂災害情報マップ（県ホームページ）で確認することができる。</p> <p>(4) 地すべり等（山地、農地）により危険と思われる箇所は、<u>危険箇所編のとおりである。</u></p> <p>(5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、<u>危険箇所</u></p>	<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>2. 災害危険地域の現況</p> <p>(1) <u>洪水による浸水が発生するおそれがある</u>箇所は、<u>熊本県浸水想定区域図（県ホームページ）で確認することができる。</u></p> <p>(2) <u>県内の海岸において津波・高潮が発生するおそれがある</u>箇所は、<u>熊本県浸水想定区域図（県ホームページ）で確認することができる。</u></p> <p>(3) 県は、土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定する。</p> <p>これらの指定区域は、熊本県土砂災害情報マップ（県ホームページ）で確認することができる。</p> <p>(4) 地すべり（山地、農地）により危険と思われる箇所は、<u>山地については熊本県山地災害危険箇所マップ（県ホー</u></p>	<p>②その他</p> <p>「危険箇所編」は作成されていないため、他の適切な資料を記載</p>	392

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>編のとおりである。</p> <p>5. 盛土関係 (2) 是正指導 県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された<u>盛土</u>について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>(新規)</u>撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該<u>盛土</u>について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p><u>ムページ</u>)、農地については資料編で確認することができる。</p> <p>(5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、<u>熊本県山地災害危険箇所マップ</u> (県ホームページ) で確認することができる。</p> <p>5. 盛土関係 (2) 是正指導 県及び市町村は、<u>必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ</u>、危険が確認された<u>盛土等</u>について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに</u>、県は、当該<u>盛土等</u>について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正 (新旧表 P29) の反映 ①調査について法で縛る必要がないため防災基本計画の内容を修正</p>	394

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1章 総則 本編は、災害対策基本法 (昭和36年法第223号) 及び活動火山特別措置法 (昭和48年法第61号) に基づき、阿蘇火山において、噴火発生又は噴火するおそれがある場合、県、関係市町村及び<u>(新規)</u>防災関係機関が実施すべき<u>(新規)</u>災害予防、災害応急対策を定め、登山者 (観光客を含む。以下、同じ。) 又は地域住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 本編は、災害対策基本法 (昭和36年法第223号) 及び活動火山特別措置法 (昭和48年法第61号) に基づき、阿蘇火山において、噴火発生又は噴火するおそれがある場合、県、関係市町村及び<u>熊本県火山防災協議会等の</u>防災関係機関が実施すべき<u>警戒避難体制の整備</u>、災害予防、災害応急対策を定め、登山者 (観光客を含む。以下、同じ。) 又は地域住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。</p>	<p>②その他 防災会議委員御意見の反映</p>	400

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
また、県及び市町村は、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、関係機関と連携を図るものとする。 <u>(新規)</u>	また、県及び市町村は、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、 <u>京都大学火山防災研究センター、阿蘇火山博物館等の</u> 関係機関と連携を図るものとする。 <u>なお、火山災害の想定に当たっては、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u>	②その他 防災会議委員御意見の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P31）の反映	400 400
第4節 阿蘇火山の概要と過去の主な火山活動 2. 阿蘇火山において想定される火山現象 (3) 火砕流 <u>(火砕流)</u>	第4節 阿蘇火山の概要と過去の主な火山活動 2. 阿蘇火山において想定される火山現象 (3) 火砕流 <u>(削除)</u>	②その他 訂正	401
第2章 災害予防	第2章 災害予防		
第1節 防災対策事業等の推進	第1節 防災対策事業等の推進		
1. 熊本県火山防災協議会	1. 熊本県火山防災協議会		
(1)熊本県火山防災協議会 熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、 <u>活動火山特別措置法</u> （昭和48年法律第61号）第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。	(1)熊本県火山防災協議会 熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、 <u>活動火山対策特別措置法</u> （昭和48年法律第61号）第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。	②その他 訂正	405
(2)熊本県火山防災協議会の所掌事務	(2)熊本県火山防災協議会の所掌事務		
イ 熊本県防災会議が <u>活動火山特別措置法</u> 第5条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事項について定める際の本協議会に対する意見聴取への対応。	イ 熊本県防災会議が <u>活動火山対策特別措置法</u> 第5条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事項について定める際の本協議会に対する意見聴取への対応	②その他 訂正	405
第2節 避難収容	第2節 避難収容		
1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定	1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定		
(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害	(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災		

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>2. 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難確保計画の作成</p> <p>関係市町村は、市町村地域防災計画に定めた避難促進施設の施設所有者等へ「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。</p> <p>避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き〔内閣府(防災担当)〕」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「避難確保計画」を<u>作成・公表し</u>、その結果について、市町村に報告するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>「避難確保計画」は、具体的かつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があるため、関係市町村は、施設所有者等から報告を受けた際、その内容について十分検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とすることが重要である。</p>	<p>害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数、家庭動物の受け入れ方法等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>2. 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難確保計画の作成</p> <p>関係市町村は、市町村地域防災計画に定めた避難促進施設の施設所有者等へ「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。</p> <p>避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き〔内閣府(防災担当)〕」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「避難確保計画」を<u>作成又は公表するものとし</u>、その結果について、市町村に報告するものとする。</p> <p><u>また、市町村は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</u></p> <p>「避難確保計画」は、具体的かつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があるため、関係市町村は、施設所有者等から報告を受けた際、その内容について十分検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とすることが重要である。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映</p>	<p>407</p> <p>407</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第4節 防災知識普及 <u>(新規)</u> 県及び関係市町村は、地域住民はもとより、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及啓発を図るものとする。 また、パンフレットの作成・配布、ビジターセンターや火山災害の遺構であるジオパーク等における周知等を通じて、火山災害履歴についても知識の普及を図るものとする。</p> <p>第6節 登山者情報の把握 県、関係市町村及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行う <u>(新規)</u>。また、県、警察及び株式会社ヤマップは、県内の山岳遭難事故の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助活動を円滑に行うべく、協定に基づき、登山者情報を把握し、必要に応じて、県、関係市町村及び防災関係機関で共有を図るよう努めるものとする。</p>	<p>第4節 防災知識普及 <u>県及び関係市町村は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</u> 県及び関係市町村は、地域住民はもとより、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及啓発を図るものとする。 また、パンフレットの作成・配布、ビジターセンターや火山災害の遺構であるジオパーク等における周知等を通じて、火山災害履歴についても知識の普及を図るものとする。</p> <p>第6節 登山者情報の把握 県、関係市町村及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行う <u>ものとし、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</u>。また、県、警察及び株式会社ヤマップは、県内の山岳遭難事故の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助活動を円滑に行うべく、協定に基づき、登山者情報を把握し、必要に応じて、県、関係市町村及び防災関係機関で共有を図るよう努めるものとする。</p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映</p> <p>①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P33）の反映</p>	<p>409</p> <p>409</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
第3章 災害応急対策			第3章 災害応急対策				
第4節 火山現象に関する予報及び警報等 阿蘇山の噴火警戒レベル			第4節 火山現象に関する予報及び警報等 阿蘇山の噴火警戒レベル				
レベル	(略)	想定される現象等	レベル	(略)	想定される現象等		
5 (避難)	(略)	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前:溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前:溶岩流が 往生岳から約5km まで到達 約3,300年前:溶岩流が 米塚から約4km まで到達 約3,400年前:溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前:溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降:溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)	5 (避難)	(略)	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前:溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前:溶岩流が 米塚から約4km まで到達 約3,300年前:溶岩流が 往生岳から約5km まで到達 約3,400年前:溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前:溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降:溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)	②その他 訂正	421
3 (入山規制)	(略)	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月: 火砕サージ が第一火口から約1.2kmまで到達 (略)	3 (入山規制)	(略)	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月: 火砕流 が第一火口から約1.2kmまで到達 (略)		

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 予警報等の伝達</p> <p>○ 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(略)</p> <p>(注) NHKへの通報において、通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>2. 予警報等の伝達</p> <p>○ 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(略)</p> <p>(注) NHKへの通報において、通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。</p> <p><u>(注) 海上保安庁への通報において、通信障害時には福岡管区気象台から第十管区海上保安本部へ通報する。</u></p>	<p>②その他 伝達手段及び通知先の変更等に伴う修正</p>	<p>423</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第8節 給水 1. 実施体制 (2)</p> <p>・日本水道協会熊本県支部 熊本市上下水道局 096-381-<u>1133</u> <u>(新規)</u></p> <p>・九州山口9県被災地支援対策事務局（九州地方知事会会長県） 飲料水関係連絡担当部局：水道行政主管部局</p>	<p>第8節 給水 1. 実施体制 (2)</p> <p>・日本水道協会熊本県支部 熊本市上下水道局 096-381-<u>4061</u> <u>九州地方整備局河川部</u></p> <p>・九州山口9県被災地支援対策事務局（九州地方知事会会長県） 飲料水関係連絡担当部局：水道行政主管部局</p>	<p>②その他 前年度修正漏れ</p>	431

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2節 災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)熊本県の措置 ア 組織の確立 (ア) 第1警戒体制 (略)</p> <p>なお、<u>関係地域振興局及び熊本土木事務所</u>においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 災害警戒本部 (略)</p> <p><u>各地域振興局及び熊本土木事務所</u>においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4)沿岸市町村の措置</p>	<p>第2節 災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)熊本県の措置 ア 組織の確立 (ア) 第1警戒体制 (略)</p> <p>なお、<u>関係広域本部・地域振興局</u>においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 災害警戒本部 (略)</p> <p><u>各広域本部・地域振興局</u>においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4)沿岸市町村の措置</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p> <p>②その他 組織改正の反映</p>	440 440

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>キ 排出油に係る対策 (ウ) 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、<u>地域振興局及び熊本土木事務所</u>を経由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。</p>	<p>キ 排出油に係る対策 (ウ) 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、<u>広域本部・地域振興局</u>を経由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	443

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1節 航空機災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)組織の確立 イ 災害警戒本部 (略) <u>各地域振興局及び熊本土木事務所</u>においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>第1節 航空機災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)組織の確立 イ 災害警戒本部 (略) <u>各広域本部・地域振興局</u>においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>②その他 組織改正の反映</p>	440

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第3章 広域的連携体制の整備 第6節 住民等への知識の普及、啓発 県は、国、所在県及び市町村等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、市町村が行う住民等への原子力防災に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。 ア～ケ <u>(新規)</u> <u>コ</u></p>	<p>第3章 広域的連携体制の整備 第6節 住民等への知識の普及、啓発 県は、国、所在県及び市町村等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、市町村が行う住民等への原子力防災に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。 ア～ケ <u>コ 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u> <u>サ</u></p>	<p>①R6.6 防災基本計画修正(新旧表 P35)の反映</p>	485